^{旭川市立小・中学校} 学校いじめ防止基本方針

<策定の指針>

令和4年(2022年)3月改定 旭川市教育委員会

1 旭川市いじめ防止基本方針を踏まえた学校いじめ防止基本方針の策定

平成25年9月、「いじめ防止対策推進法」(以下「法」という。)が施行され、学校には、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処(以下「いじめの防止等」という。)のための対策に関する基本的な方針である「学校いじめ防止基本方針」を策定することが義務付けられています。

法第13条

学校は、(国の)いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

これまで、旭川市教育委員会は、市が設置する全ての小・中学校において、国の基本方針等に基づき、いじめの防止等の取組が適切に進められるよう、学校が、学校いじめ防止基本方針を策定する際のひな形となる案を作成するとともに、随時改定し配付してきました。

平成31年2月,旭川市及び旭川市教育委員会は、いじめの防止等の対策を総合的かつ効果的に推進するため、法で規定する地方いじめ防止基本方針に当たる「旭川市いじめ防止基本方針」(以下「市の基本方針」という。)を策定し、令和4年3月に改定しました。

各学校においては、策定された市の基本方針を踏まえるとともに、各学校におけるいじめの状況や取組など、学校の実情に応じた基本方針を策定し、児童生徒や保護者、地域住民に周知を図りながら、取組を進めることが求められます。

2 学校いじめ防止基本方針策定の意義

学校いじめ防止基本方針の策定には、次のような意義があります。

- 学校いじめ防止基本方針に基づく対応が徹底されることにより、教職員がいじめ を抱え込まず、かつ、学校のいじめへの対応が個々の教職員による対応ではなく組 織として一貫した対応となる。
- O いじめの発生時における学校の対応をあらかじめ示すことは、児童生徒及びその 保護者に対し、児童生徒が学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめ の加害行為の抑止につながる。



市の基本方針 P16

3 学校いじめ防止基本方針策定の留意事項

学校いじめ防止基本方針には、いじめの防止、いじめの早期発見・事案対処の在り方、校 内研修の実施など、いじめの防止等全体に係る次の内容を盛り込みます。

- いじめの防止等の取組を体系的・計画的に行うための学校としての包括的な方針
- いじめの防止等に向けた具体的な指導内容や教職員の研修内容の年間計画(学校 いじめ防止プログラム)→資料①
- いじめの把握,報告,適切な対処等の在り方についてのマニュアル→資料②
- いじめの早期発見に資する、全職員で活用できるチェックリスト→資料③
- 学校いじめ対策組織を中心としたPDCAサイクルによる点検・見直しの取組



市の基本方針 P16

本指針 資料①, ②, ③

また,市の基本方針を参酌し,次の内容について,学校の実情に応じた具体的内容を盛り込みます。

- 〇 児童(生徒)が主体となった取組の推進
- 〇 学校いじめ対策組織の設置
- 〇 いじめ防止の取組
- 〇 いじめの兆候の早期発見と積極的な認知
- 〇 いじめへの対処
- 〇 いじめの解消
- いじめの重大事態への対応
- いじめの防止等に関係する機関、保護者等との連携
- インターネットを通じて行われるいじめへの対処、保護者との連携



市の基本方針 P16~P25

本指針 資料①

4 学校いじめ防止基本方針の周知

学校は,自校のいじめの防止等の取組について,児童生徒や保護者,地域等に啓発することが必要です。

- 〇 策定した学校いじめ防止基本方針を学校のホームページへ掲載したり、学校便りに記載し配付したりするなどして、児童生徒、保護者や地域住民が学校いじめ防止基本方針の内容を容易に確認できるような措置を講じる。
- 学校いじめ防止基本方針の内容については、入学時・各年度の開始時に資料を配付するなどして、児童生徒、保護者、関係機関等に説明する。



市の基本方針 P25

5 学校いじめ防止基本方針の見直し

学校は、本指針の策定及び改訂や、自校のいじめの実態、防止等の取組状況を踏まえて、 毎年度、学校いじめ防止基本方針の点検・見直しを図ります。

- 〇 学校いじめ対策組織を中心に、PDCAサイクルにより、計画的に点検・見直し を図る。
- 〇 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付けるとともに、評価結果を踏まえ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図る。



市の基本方針 P25

6 学校いじめ防止基本方針の構成例

学校いじめ防止基本方針は,市の基本方針を参酌し,次の構成で策定することが考えられます。

O はじめに

学校のこれまでの取組、いじめの防止等に対する考え方などを記載することが考えられ ます。

第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

法第3条を踏まえて記載することが大切です。

参照

市の基本方針 P1

2 いじめの理解

(1)いじめの定義

法第2条第1項に規定された定義を記載することが必要です。また、学校は、法の定義の下に判断し、対応することなどを記載することが大切です。

参照

市の基本方針 P1,2

(2)いじめの内容

国の基本方針に示されている「いじめの態様」を記載することが考えられます。

参照

市の基本方針 P3

(3)いじめの要因

いじめの要因を考えるに当たっての留意事項を記載することが考えられます。

参照

市の基本方針 P3

(4)いじめの解消

いじめの解消の2つの要件を記載することが必要です。

多照

市の基本方針 P4

(5)いじめの重大事態

法第28条第1項の規定を記載することが必要です。

多照

市の基本方針 P4

第2章 学校が実施するいじめの防止等の取組

1 自校のいじめの実態及び目標(指標)

前年度までの自校のいじめの実態(認知件数、態様、解消率、「いじめはどんなことがあっても許されないと思う」と回答した児童〔生徒〕の割合、「いやな思いをしたとき、誰にも相談しない」と回答した児童〔生徒〕の割合など)を記載するとともに、前年度の指標の達成状況や取組の実態等を踏まえた上で、学校が達成を目指す今年度の目標や指標を明らかにするなどして、PDCAサイクルによる検証・改善を充実することが大切です。

※いじめの実態を記載する際は、個人が特定されないよう、十分配慮することが必要です。

2 児童(生徒)が主体となった取組の推進

学校いじめ防止基本方針(児童〔生徒〕版)の策定など具体的取組を記載することが必要です。今年度の計画が未定の場合は、前年度の取組を取り上げるなど、保護者や地域の方に分かりやすく伝えることが大切です。

参照

市の基本方針 P16,17

3 学校いじめ対策組織の設置

自校の学校いじめ対策組織の構成や、情報の収集や記録、認知の判断、対処プランの 策定、PDCAサイクルによる学校いじめ防止基本方針の見直しなど、組織の具体的役割 を記載することが必要です。

参照

市の基本方針 P17,18

4 いじめ防止の取組

校内研修の実施,多様性を理解する人権教育の充実,自己有用感・自己肯定感を育む指導など,いじめの未然防止に向けた具体的取組を記載することが必要です。

参照

市の基本方針 P18,19

5 いじめの兆候の早期発見と積極的な認知

アンケート調査, 教育相談の実施, チェックリストの活用など早期発見のための取組の 具体を記載することが必要です。また, ささいな兆候であっても組織で共有し, いじめを 軽視することなく積極的に認知することを明記することが必要です。

資料③「いじめ発見・見守りチェックリスト」、資料④「主な相談窓口」を掲載します。

参照

市の基本方針 P19,20

本指針 資料③, ④

6 いじめへの対処

児童(生徒)や保護者が安心できるよう、組織的に対処すること、いじめを受けた児童(生徒)の安全を確保すること、保護者に連絡することなどを記載することが大切です。また、性に関わる事案や関係児童生徒が複数の学校に在籍する事案への対応についても、市の基本方針を参酌して整理することが必要です。

多照

市の基本方針 P21, 22

7 いじめの解消

解消の2つの要件を満たしていることを面談等により確認することなどを記載することが必要です。

資料②「早期発見・事案対処マニュアル」を参考に、5~7の一連の対応について自校の実態に応じてマニュアル化し掲載します。

参照

市の基本方針 P22,23

本指針 資料②

8 いじめの重大事態への対応

対応の流れを図で示すなどして、学校が調査主体となる場合の重大事態発生時の対処について示すことが必要です。

参照

市の基本方針 P24

9 いじめの防止等に関する機関、保護者等との連携

保護者や地域住民の参画、スクールカウンセラー等外部専門家の活用、警察や民間の相談機関等との連携など、自校の実態に応じた具体的取組を記載することが大切です。

多照

市の基本方針 P24

10 インターネットを通じて行われるいじめへの対処、保護者との連携

学校が実施する情報モラル教育の内容や、学校ネットパトロールの実施等について記載することが必要です。また、インターネットを通じて行われるいじめは、学校外で行われることが多いことから、保護者の役割等について記載することも考えられます。

参照

市の基本方針 P24

11 学校いじめ防止プログラム

資料①を活用し、第2章に記載の取組を整理し、具体的な指導内容や教職員の研修内容の年間計画となるよう整理した、「学校いじめ防止プログラム」を作成し掲載します。

参照

本指針 資料(1)

7 資料

資料① 学校いじめ防止プログラム

中学校を想定して、例として示したものです。自校の取組の計画となるよう、前年度の 取組状況等を踏まえて、オブジェクトを移動したり、削除・付加したりして作成してくだ さい。

資料② 早期発見・事案対処マニュアル

いじめの兆候の発見、対処、解消までの一連の流れを示したマニュアルです。中学校を 想定しておりますので、自校の実情に応じて、加除修正してください。

資料③ いじめ発見・見守りチェックリスト

いじめの兆候を早期発見するための教職員用のチェックリストです。中学校を想定して 作成しておりますので、自校の実情に応じて、加除修正してください。定期的に、各学級 の状況等について、複数の教職員で見取り、アンケート調査や教育相談の機会などに活用 することが大切です。

資料④ 主な相談窓口

児童(生徒)や保護者等がいじめに係る相談ができるよう,学校いじめ防止基本方針に 掲載します。

資料⑤ 学校いじめ防止基本方針のひな形

「6 学校いじめ防止基本方針の構成例」に沿って作成したひな形です。必要に応じて活用が可能です。その際、次の事項に留意してください。

- 〇 「はじめに」及び「第2章」には、自校の実情を踏まえて記入すること。
- 資料①~④は、自校の実情を踏まえて整理・修正し、掲載すること。
- 表紙は、自校で作成すること。

資料⑥ 学校いじめ防止基本方針(児童生徒版) < 策定の指針>

学校いじめ防止基本方針(児童生徒版)を策定するための指針です。

児童会・生徒会が中心となり、自校の児童生徒がいじめについての理解を深めたり、児童生徒が主体となった取組が進められたりするための方針となるよう、策定してください。

【資料①】 学校いじめ防止プログラム(例)

	4月	5月	6月(強調月間)
教職員	○学校いじめ対策組織会議 ・学校いじめ防止基本方針の策定 ・生徒、保護者への説明内容 ・学校ホームページ等での公開 ・組織の役割、事案への対処マニュアル等の確認・共通理解 ○校内研修 ・基本方針の内容の共通理解 ○学校ネットパトロール ※通年で実施する	〇学校いじめ対策組織会議 ※いじめに関わる相談や報告があった場合は、いじめ対策チームを中心に随時開催し、認知の判断や対処プランを検討し、実施する。 〇市主催「いじめ防止対策研修会」への参加	○学校いじめ対策組織会議 ・アンケート、教育相談の結果を情報 共有、対処の検討 ○校内研修 ・いじめ防止対策研修会参加者からの 還流報告 ○教育相談
生徒	〇基本方針(生徒版)策定 ・各学級での検討、周知 〇相談窓口の理解 ・スクールカウンセラー、子どもホットライン、子ども相談支援センターなど		〇いじめアンケート調査① 〇生徒が主体となった未然防止の取組 〇中連生活部6月研への参加
家庭・地域	〇保護者懇談会 ・基本方針の説明 ・インターネット上のいじめ防止等に関わる協力要請 〇基本方針のHP公開		

	7月	8月	9月
教職員		〇市主催「生徒指導研究協議 会」への参加	○校内研修 ・生徒指導研究協議会参加者からの還 流報告
生徒	〇生活・学習Actサミット への参加 〇相談窓口の理解 ・スクールカウンセラー、子どもホットライン、 子ども相談支援センターなど	〇生活・学習Actサミット を受けた取組の実施	
家庭・地域	〇保護者懇談会 ・ 1 学期のいじめ防止等の取組状況 ・ 夏季休業中の生活	〇市主催「生徒指導研究協議 会」への参加	

	10月(強調月間)	1 1月	1 2 月
教職員	〇校内研修 ・「生命(いのち)の安全教育」の授業 の実施について	○学校いじめ対策組織会議 ・アンケート、教育相談の結果を情報 共有、対処の検討 ○教育相談	
生徒	○生徒が主体となった未然防止の取組 ○「生命(いのち)の安全教育」の授業	〇いじめアンケート調査②	〇中連生活部 1 2 月研への参加 〇相談窓口の理解 ・スクールカウンセラー、子どもホットライン、子ども相談支援センターなど
家庭・地域			〇保護者懇談会 ・2学期のいじめ防止等の取組状況 ・冬季休業中の生活

	1月	2月	3月
教職員		○学校いじめ対策組織会議 ・アンケート、教育相談の結果を情報 共有、対処の検討 ○市主催「いじめ防止対策研 修会」への参加	○学校いじめ対策組織会議 ・1年間のいじめ防止の取組や対処等の状況、指標等の検証 ・新年度に向けた指導や配慮が必要な状況等の確認 ○校内研修 ・いじめ防止対策研修会参加者からの還流報告
生徒		〇外部講師 (警察) による, スマホ安全教室	○相談窓口の理解 ・スクールカウンセラー、子どもホットライン、 子ども相談支援センターなど
家庭・地域		○外部講師(警察)による, スマホ安全教室への参加 ○学校運営協議会,保護者懇 談会による協議 ・学校の取組等の評価	

	早期発見・事案対処マニュアル							
	0000	じめの把握> いじめを受けた生徒や保証 学級担任 生徒アンケート調査や教育 学校以外の関係機関や地質 じめの報告>	〇 養護教諭等 育相談 〇 スクールカ	等学級担任以外の教職員 ロウンセラー(SC)				
		U	1じめ対策組織会議の開催					
	【事実確認及び指導方針等の決定(いじめ対策組織会議)】 □事実関係の把握 □いじめ認知の判断 □「いじめ対処プラン」の作成(指導方針、指導方法、役割分担等の決定) □全教職員による共通理解 □SCや関係機関等との連携の検討							
_	000	いじめを受けた生徒及び保護者 周囲の生徒への指導	^プ め対策組織による対処	- 生生徒及び保護者への指導・助言 よる心のケア				
		いじめを受けた生徒	いじめを行った生徒	周囲の生徒				
	学校	□組織体制を整え、いじめを 止めさせ、安全の確保及び 再発を防止し、徹底して守 り通す。 □いじめの解消の要件に基づ き、対策組織で継続して注 組するとともに 白善感情	□いじめは、他者の人権を侵す行為であり、絶対に許されない行為であることを自覚させるなど、謝罪の気持ちを醸成させる。 □不満やストレスを克服する	口いじめを傍観したり、はやし立てたりする行為は許されないことや、発見したら周囲の大人に知らせることの大切さに気付かせる。 口自分の問題として捉え、い				

つ いじめ対策組織におけるいじめの解消の判断

を高める等、心のケアと支

のうちに迅速に事実関係を

□家庭訪問等により, その日

口今後の指導の方針及び具体

的な手立て, 対処の取組に

援に努める。

説明する。

ついて説明する。

家



いじめに向かうことのない

家庭における指導を要請す

口保護者と連携して以後の対

応を適切に行えるよう協力 を求めるとともに, 継続的

□迅速に事実関係を説明し,

よう支援する。

な助言を行う。

る。

【再発防止に向けた取組】

- 原因の詳細な分析
 - □事実の整理,指導方針の再確認
 - □スクールカウンセラーなど外部 の専門家等<u>の活用</u>
- 学校体制の改善・充実
 - 口生徒指導体制の点検・改善
 - 口教育相談体制の強化
 - □児童生徒理解研修や事例研究 等,実践的な校内研修の実施
- 教育内容及び指導方法の改善・充実
 - □生徒の居場所づくり、絆づくり など、学年・学級経営の<u>─層の</u> 充実
 - □<u>道徳教育の充実等、児童生徒の</u> 豊かな心を育てる指導の工夫
 - 口分かる授業の展開や認め励まし伸ばす指導,自己有用感を高める指導など,授業改善の取組
- 〇 家庭,地域との連携強化
 - □教育方針<u>やいじめ防止の取組</u>等 の情報提供や教育活動の積極的 な公開

い学級や集団をつくること

護者の意向を確認し、教育

的配慮のもと, 個人情報に

留意し<u>ながら</u>,必要に応じて今後の対応等について協

の大切さを自覚させる。

力を求める。

口いじめを受けた生徒及び保

- □学校評価を通じた学校運営協議 会等によるいじめの問題の取組 状況や達成状況の評価
- □生徒のPTA活動や地域行事へ の積極的な参加による豊かな心 の醸成

いじめ発見・見守りチェックリスト

年	組	記入者		【記入日	月	
次の項目に該	当する生	徒がいる場合は,	横に名前を記載してく	ださい。		
□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	まで、D・そのである。これでは、このでは、この人わ物、さ、傷物、あるで、この最い、このののでは、傷物、あるで、質・質・質・が高いがある。あるで、質・が高いがあり、では、これでは、これでは、これでは、	が増えた。 す時間が増えた。 で保健室の付近 をか保健室の付近 である。 でる。 でる。 でる。 でる。 でる。 でる。 でる。 で	又は,すぐに保健室に でよく見かける。又は 		生徒氏名	
□ 学習意欲か□ 発言したり,□ グループ編□ グループを	も遅れて 減退した 、褒めらね 減の際に 編成する	入ってくる。… らり、忘れ物が増 れたりすると冷やだ 、所属グループ らと机を離された	えたりしている。 かしやからかいがある。 が決まらず孤立する。 り避けられたりする。 りする。		生徒氏名	
□ ゴミ捨てな□ 一人で下校□ 一人で部活□ 部活動を体	一人だり ど,人の すること 動の準備 み始め,	が離れて掃除して が多い。 が多い。 が後片付けをし 急に部活動を辞	いる。 つもしている。 ている。 めたいなどと言い出す。		生徒氏名)

主な相談窓口

◆旭川市子ども総合相談センター

<電話番号>

代表 0166-26-5500

子どもホットライン 0120-528506 (こんにちはコール)

<受付時間>

月・木 8:45~20:00 火・水・木 8:45~17:15

- ◆子ども相談支援センター(北海道教育委員会)
 - <電話番号>

0120-3882-56

0120-0-78310(24時間子供SOSダイヤル)

<受付時間>

毎日24時間

<メール相談>

doken-sodan@hokkaido-c.ed.ip

◆子どもの人権110番(旭川地方法務局)

<電話番号>

0120-007-110(ぜろぜろなな の ひゃくとおばん)

<受付時間>

平日 8:30~17:15

◆少年サポートセンター「少年相談110番」(北海道警察)

<電話番号>

0120-677-110

<受付時間>

平日 8:45~17:30

◆旭川法務少年支援センター(旭川少年鑑別所)

<電話番号>

0166-31-5511

<受付時間>

平日 9:00~16:00

◆法テラス旭川

<電話番号>

050-3383-5566

<受付時間>

平日 9:00~17:00

◆スクールカウンセラーへの相談も受け付けております。

事前に都合のよい日時をお知らせください。

旭川市立〇〇中学校 TELOO一〇〇〇

【資料⑤】 学校いじめ防止基本方針のひな形

はじめに

学校のこれまでの取組, いじめの防止等に対する考え方などを記載することが考えられます。

第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、全ての児童(生徒)に関係する問題です。いじめの防止等の対策は、全ての児童(生徒)が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行わなければなりません。また、全ての児童(生徒)がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童(生徒)の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童(生徒)が十分に理解できるようにすることを旨としなければなりません。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童(生徒)の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、市、教育委員会、家庭、地域住民その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行わなければなりません。

2 いじめの理解

(1) いじめの定義

「いじめ防止対策推進法」(以下「法」といいます。)では、いじめを次のように定義しています。いじめに当たるか否かの判断は表面的・形式的に行うのでなく、いじめを受けた児童(生徒)や周辺の状況を踏まえ、法の定義の下に判断し、対処します。

また、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」の要件を限定して解釈することがないよう努めます。

- 第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍 する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が 行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われる ものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じ ているものをいう。
- 2 この法律において「学校」とは、学校教育法第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校(幼稚部を除く。) をいう。
- 3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。
- 4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者(親権を行う者のないとき は、未成年後見人)をいう。

(2) いじめの内容

具体的ないじめの態様としては、次のようなものがあります。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- O 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 〇 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- 〇 パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 など

(3) いじめの要因

いじめの要因を考えるに当たっては、次の点に留意します。

- いじめの芽は、どの児童(生徒)にも生じ得る。
- 〇 いじめは、単に児童生徒だけの問題ではなく、大人の振る舞いを反映した問題でもあり、家庭環境や対人関係など、多様な背景から、様々な場面で起こり得る。
- いじめは、加害と被害という二者関係だけでなく、観衆の存在、傍観者の存在 や、所属集団の閉鎖性等の問題により、潜在化したり深刻化したりする。
- 児童(生徒)一人一人を大切にした授業づくりや集団づくりが十分でなければ、 学習や人間関係での問題が過度なストレスとなり、いじめが起こり得る。
- 児童(生徒)の発達の段階に応じた、人権に関する正しい理解、自他を尊重する 態度、自己有用感や自己肯定感の育成を図る取組が十分でなければ、互いの違い を認め合い、支え合うことができず、いじめが起こり得る。

(4) いじめの解消

いじめが解消している状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。ただし、必要に応じ、いじめを受けた児童(生徒)といじめを行った児童(生徒)との関係修復状況など他の事情も勘案して判断するものとします。

ア いじめに係る行為が止んでいること

いじめを受けた児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。

イ いじめを受けた児童(生徒)が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において,いじめを受けた児童(生徒)がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。いじめを受けた児童(生徒)本人及びその保護者に対し,心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

(5) いじめの重大事態

重大事態とは、法第28条第1項により次のとおり規定されています。

- ア いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命,心身又は財産に重大な被害が 生じた疑いがあると認めるとき
- イ いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余 儀なくされている疑いがあると認めるとき

第2章 学校が実施するいじめの防止等の取組

1 本校のいじめの実情及び〇年度の目標(指標)

前年度までの自校のいじめの実態(認知件数、態様、解消率、「いじめはどんなことがあっても許されないと思う」と回答した児童〔生徒〕の割合、「いやな思いをしたとき、誰にも相談しない」と回答した児童〔生徒〕の割合など)を記載するとともに、前年度の指標の達成状況や取組の実態等を踏まえた上で、学校が達成を目指す今年度の目標や指標を明らかにするなどして、PDCAサイクルによる検証・改善を充実することが大切です。

※いじめの実態を記載する際は、個人が特定されないよう、十分配慮することが必要です。

2 児童(生徒)が主体となった取組の推進

学校いじめ防止基本方針(児童〔生徒〕版)の策定など具体的取組を記載することが必要です。今年度の計画が未定の場合は、前年度の取組を取り上げるなど、保護者や地域の方に分かりやすく伝えることが大切です。

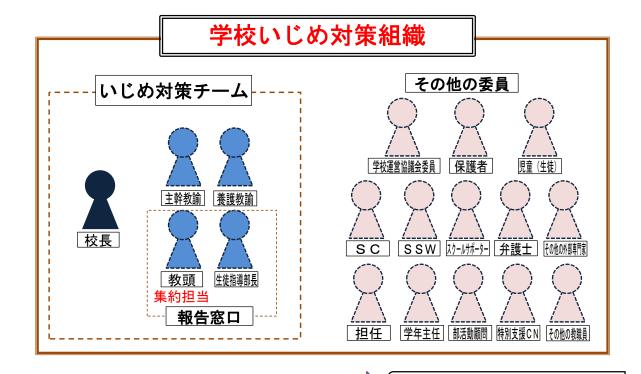
〉参照

市の基本方針 P16,17

3 学校いじめ対策組織の設置

(1) 学校いじめ対策組織の構成

下図を活用するなどして、「いじめ対策チーム」のメンバーや、その内の「報告窓口」、「集約担当」を担う教職員を明確に示すとともに、個々の事案への対処や校内研修の実施、学校いじめ防止基本方針の内容の検討など、必要に応じて「いじめ対策チーム」に加わる可能性のある関係者を「その他の委員」として整理します。その際、例示を参考に、学校の実情に応じて検討することが必要です。



(2) 学校いじめ対策組織の役割

情報の収集や記録,認知の判断,対処プランの策定,事案への対処,校内研修の実施,PDCAサイクルによる学校いじめ防止基本方針の見直し、学校いじめ対策組織会議の内容の記録・保管など、組織の具体的役割を記載することが必要です。

参照

多照

市の基本方針 P17, 18

P17

市の基本方針

4 いじめ防止の取組

- (1) いじめについての共通理解
- (2) いじめに向かわない態度・能力の育成
- (3) いじめが生まれる背景と指導上の注意
- (4) 自己有用感や自己肯定感を育む指導の充実

校内研修の実施,多様性を理解する人権教育の充実,自己有用感・自己肯定感を育む 指導など,未然防止の具体的取組を記載することが必要です。

参照

市の基本方針 P18, 19

5 いじめの兆候の早期発見と積極的な認知

アンケート調査, 教育相談の実施, チェックリストの活用など早期発見のための取組の 具体を記載することが必要です。また, ささいな兆候であっても組織で共有し, いじめを 軽視することなく積極的に認知することを明記することが必要です。

資料③「いじめ発見・見守りチェックリスト」,資料④「主な相談窓口」を次ページに 掲載します。

参照

市の基本方針 P19,20

本指針 資料③, ④

6 いじめへの対処

- (1) いじめの発見・通報を受けたときの対応
- (2) いじめを受けた児童(生徒)及びその保護者への支援
- (3) いじめを行った児童(生徒)への指導及び保護者への助言
- (4) いじめが起きた集団への働きかけ
- (5)性に関わる事案への対応
- (6) 関係児童生徒が複数の学校に在籍する事案への対応

児童(生徒)や保護者が安心できるよう、組織的に対処すること、いじめを受けた児童(生徒)の安全を確保すること、保護者に連絡することなどを記載することが大切です。また、性に関わる事案や関係児童生徒が複数の学校に在籍する事案への対応についても、市の基本方針を参酌して整理することが必要です。

参照

市の基本方針 P21, 22

7 いじめの解消

解消の2つの要件を満たしていることを面談等により確認することなどを記載することが必要です。

資料②「早期発見・事案対処マニュアル」を参考に、5~7の一連の対応について自 校の実態に応じてマニュアル化し、次ページに掲載します。

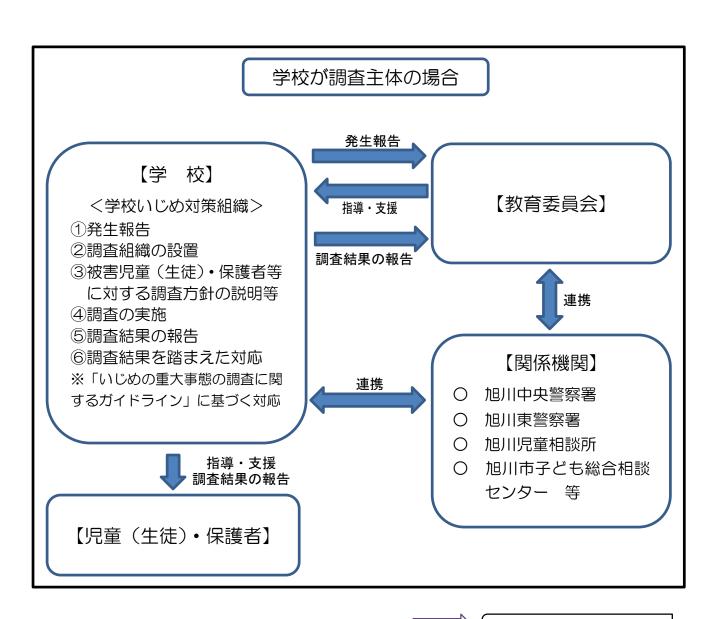
参照

市の基本方針 P22,23

本指針 資料②

8 いじめの重大事態への対応

下図を活用するなどして、学校が調査主体となる場合の重大事態発生時の対処について示すことが必要です。



参照

市の基本方針 P24

9 いじめの防止等に関する機関、保護者等との連携

保護者や地域住民の参画,スクールカウンセラー等外部専門家の活用,警察や民間の 相談機関等との連携など,自校の実態に応じた具体的取組を記載することが大切です。

参照

市の基本方針 P24

10 インターネットを通じて行われるいじめへの対処、保護者との連携

学校が実施する情報モラル教育の内容や、学校ネットパトロールの実施等について記載することが必要です。また、インターネットを通じて行われるいじめは、学校外で行われることが多いことから、保護者の役割等について記載することも考えられます。

参照

市の基本方針 P24

11 学校いじめ防止プログラム

資料①を活用し、第2章に記載の取組を整理し、具体的な指導内容や教職員の研修内容の年間計画となるよう整理した、「学校いじめ防止プログラム」を作成し掲載します。

多照

本指針 資料(1)

ぼうしきほんほうしん ばん きくてい ししん 【資料⑥】 学校いじめ防止基本方針(児童生徒版)<策定の指針>

児童会・生徒会役員の皆さんへ

いじめを受けた人は、心や体が傷つき、苦しい思いをします。そのようないじめが続くと、心や体の成長に影響を与えたり、場合によっては生命や身体に重大な危険を生じさせたりするおそれがあります。

学校の先生方をはじめ、保護者、様々な関係機関の方々や教育委員会は、児童生徒をいじめから守り、充実した学校生活を送ることができるよう、協力して取組を進めています。また、みんなで共通理解して取組を進めるために、旭川市と教育委員会は「旭川市いじめ防止基本方針」を、それぞれの学校は「学校いじめ防止基本方針」をつくり、ホームページなどで知らせています。

一方で、いじめの問題を解決するためには、児童生徒自身が、「いじめは絶対に許されないことである」という考えをもち、いじめの問題について、考え、話し合い、いじめを防止するための取組を進めることが何より重要です。

そのためには、児童会・生徒会役員の皆さんが「旭川市いじめ防止基本方針」や自分の学校の「学校いじめ防止基本方針」の内容をよく理解するとともに、自分たちが主体となったいじめ防止の取組をどのように進めていくかを考え、全校児童生徒に伝えるべき内容を整理した「学校いじめ防止基本方針(児童〔生徒〕版)」を作成することが大切です。

そのため、教育委員会では、この指針を作成し、皆さんが「学校いじめ防止基本方針 (児童〔生徒〕版)」をつくる際に、考えるべき内容や、参考にする資料等について整理しました。

ついては、担当の先生と相談しながら、この指針を活用して、皆さんの学校の実情に合った「学校いじめ防止基本方針(児童〔生徒〕版)」を作成してください。このことを通して、皆さんの学校の児童生徒全員が「いじめは絶対に許されないことである」という考えをもち、いじめのない笑顔あふれる学校づくりが進むことを期待しています。

児童会・生徒会を担当する先生方へ

いじめを防止するためには、児童生徒自身が、主体的にいじめの問題について考え、議論し、いじめの防止を訴えるなどの取組を進めることが重要です。

そのため、本市においては、児童会・生徒会を中心にいじめの問題について話し合い、自校の実態に応じた、「学校いじめ防止基本方針(児童〔生徒〕版)」を策定することとしています(旭川市いじめ防止基本方針P16)。

ついては、次ページ以降のひな形を活用するなどして、児童生徒が主体となり策定が進められるようお願いします。

また、策定に当たっては、次の事項に留意してください。

- ・表紙は、自校で作成してください。
- 旭川市いじめ防止基本方針及び自校の学校いじめ防止基本方針を資料として活用願います。
- ・ひな形を活用する場合は、「参考にしよう」の枠に、自校のいじめ防止基本方針 の該当ページを入力してください。

(例) 参考にしよう 学校いじめ防止基本方針 P24

- ・小学校においては、低・中・高学年などの発達の段階に配慮した学校いじめ防止 基本方針(児童版)となるよう、工夫願います。
- ・策定した基本方針は、全児童生徒に配付し、児童会・生徒会の活動で積極的に活用するよう配意願います。



はじめに

いじめをなくすために、皆さんの学校の全児童(生徒)にどのようなことを伝えたいですか。また、どのような思いを込めて、この「学校いじめ防止基本方針(児童〔生徒〕版)」をつくりますか。

参考にしよう

旭川市いじめ防止基本方針「はじめに」

> 参考にしよう

学校いじめ防止基本方針「はじめに」

2

いじめとは

いじめは、法律で定義付けられています。しかし、大切なことは、皆さんの身の回りで起こるどんなことがいじめになるのかを学校のみんなが共通理解することです。

いじめだと意識せずにやってしまい, 友だちを傷付けてしまうことはないですか。 どんなことがいじめになってしまうのか, 話し合ってまとめてみましょう。

> 参考にしよう

旭川市いじめ防止基本方針 P1~3

> 参考にしよう

旭川市いじめ防止基本方針 P26

> 参考にしよう

学校いじめ防止基本方針

РΟ

いじめを生み出さないために

皆さんの学校で、いじめを生み出さないためには、日常的に どんなことを意識したり、どんなことを大切にしたりするとよ いでしょうか。話し合って、まとめてみましょう。

> 参考にしよう

| 旭川市いじめ防止基本方針 P27

参考にしよう

学校いじめ防止基本方針 PO



いじめを受けた、見た、聞いた、相談を受けたときは

学校の先生方は、もし皆さんの中からいじめが生まれてしま った場合、少しでも早く見付け、解決するために、先生方みん なでいつでも対応できるように体制を組んでいます。まずは, 「学校いじめ防止基本方針」をよく読んで、先生方が自分たち をどのように守ってくれるのかを知りましょう。その上で、も し自分がいじめを受けた場合や、見たり、聞いたり、相談され たりした場合に、どのように行動したらよいか話し合ってまと めてみましょう。

〉 参考にしよう 〉

旭川市いじめ防止基本方針 P28

PO

> 参考にしよう > 学校いじめ防止基本方針

5

いじめを防止するための児童会(生徒会)の取組

いじめをなくすために、児童会(生徒会)としてどのような取組をしますか。「旭川市いじめ防止基本方針」で紹介されている取組の例を参考にするとともに、「学校いじめ防止基本方針」の学校いじめ防止プログラムと関連付けするなどして、計画を立てましょう。

参考にしよう

旭川市いじめ防止基本方針P29

> 参考にしよう

旭川市いじめ防止基本方針P34~39

参考にしよう

学校いじめ防止基本方針「学校いじめ防止プログラム」

6

いじめを相談したいときは

いじめを受けたり、見たり、聞いたりしたときは、先生や家族、友達などに相談することが大切ですが、よく知っている人には相談しにくい場合もあるかもしれません。そういった場合でも、相談できる場所があることを知っておくことが大切です。相談窓口は「学校いじめ防止基本方針」にも掲載してありますが、児童(生徒)版にも掲載することが必要です。相談することの大切さを皆さんの言葉で伝えるとともに、次ページの資料を活用して相談窓口を知らせましょう。

> 参考にしよう

旭川市いじめ防止基本方針 P30

> 参考にしよう

旭川市いじめ防止基本方針 資料4

> 参考にしよう

学校いじめ防止基本方針

РΟ

いじめを相談できる窓口

- ◆旭川市子ども総合相談センター
 - でんわばんごうく電話番号>

子どもホットライン 0120-528506 (こんにちはコール)

か ずい きん 火・水・金 8:45~17:15

- こ そうだんしえん ◆子ども相談支援センター(北海道教育委員会)
 - でんわばんごうく電話番号>

く受付時間>

0120-3882-56

毎日24時間

- ◆子どもの人権110番(旭川地方法務局)
 - でんわばんごう

0120-007-110 (ぜろぜろなな の ひゃくとおばん)

5けつけじかん げつ きん 〈受付時間〉 月~金 8:30~17:15

でんわばんごう
<電話番号>

く受付時間>

0166-31-5511

月~金 9:00~16:00

◆法テラス旭川

でんわばんごうく電話番号>

うけつけじかん <受付時間>

050-3383-5566

月~金 9:00~17:00

スクールカウンセラーに相談するには…

たんとう 担当の先生と相談 して自校の実態に まう にした方法を記入 しましょう。